

議 事 録

1 会議名称

令和5年度第1回滝沢市情報公開・個人情報保護審査会

2 開催日時

令和5年5月29日（月） 午後1時30分から午後2時00分まで

3 開催場所

滝沢市役所4階 中会議室

4 出席者

(1) 委員

松 下 壽 夫

高 橋 耕

内 田 浩

主 浜 照 風

窪 幸 治

(2) 事務局

企画総務部 総 務 課 課 長 藤 倉 昌 規

企画総務部 総 務 課 総括主査 勝 田 尚

企画総務部 総 務 課 主 査 吉 田 美沙紀

企画総務部 総 務 課 主 査 本 間 智 士

5 議 事

(1) 選挙第1号 滝沢市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選について

(2) 諮問第1号 滝沢市情報公開条例の一部を改正する条例案について（企画総務部総務課）

(3) 報告第1号 令和4年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

6 会議状況（要点筆記）

辞令交付

(1) 開会

市長挨拶、委員及び事務局職員の紹介

(2) 選挙第1号 滝沢市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選について

松下委員が会長に、高橋委員が職務代理者に選任された。

(3) 諮問第1号 滝沢市情報公開条例の一部を改正する条例案について（企画総務部総務課）

諮問された事項を承認し、その旨を答申することとされた。議事における質疑等

は、特になし。

(4) 報告第1号 令和4年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

議事における質疑等は、次のとおり。

委員	5ページの32の非公開理由等「不存在」とあるのは、どのようなものか。
事務局	令和4年度中に該当する文書が作成されていないため不存在としているもののようです。
委員	他の非公開理由等には、ただ不存在とのみ記載するのではなく「該当する文書が存在しないため」等の記載があるため、明記されたほうがよいかと。
事務局	資料の当該部分を修正いたします。

7 その他

事務局及び委員からの情報提供等は特になし。

8 会議資料

基礎資料1 滝沢市情報公開条例

基礎資料2 滝沢市個人情報の保護に関する法律等施行条例

基礎資料3 滝沢市情報公開・個人情報保護審査会条例

諮問第1号 滝沢市情報公開条例の一部を改正する条例案について

報告第1号 令和4年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

その他資料 令和4年度中の個人情報取扱事務の登録状況

滝沢市情報公開条例の一部を改正する条例案要綱

第 1 改正の趣旨

不開示情報の内容を定める規定について、その内容が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）の不開示情報の規定にそぐわない内容となっていることから、法の規定に合わせ、滝沢市情報公開条例（令和 5 年滝沢市条例第 4 号）の一部を改正するものである。

第 2 改正内容

- (1) 不開示情報の内容を改める（第 7 条第 3 号及び第 6 号関係）
- (2) その他所要の整備

第 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行する。

諮問第 1 号

滝沢市情報公開条例の一部を改正する条例案について

滝沢市情報公開条例の一部を改正する条例案について、滝沢市情報公開条例（令和 5 年滝沢市条例第 4 号）第 20 条第 5 項の規定により、滝沢市情報公開・個人情報保護審査会の意見を求める。

令和 5 年 5 月 22 日提出

滝沢市長 武田 哲

- 1 滝沢市情報公開条例の一部を改正する条例案について
（別紙）

滝沢市情報公開条例の一部を改正する条例案要綱

第 1 改正の趣旨

不開示情報の内容を定める規定について、その内容が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）の不開示情報の規定にそぐわない内容となっていることから、法の規定に合わせ、滝沢市情報公開条例（令和 5 年滝沢市条例第 4 号）の一部を改正するものである。

第 2 改正内容

- (1) 不開示情報の内容を改める（第 7 条第 3 号及び第 6 号関係）
- (2) その他所要の整備

第 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行する。

滝沢市情報公開条例の一部を改正する条例

滝沢市情報公開条例（令和5年滝沢市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第17条第1項及び第2項を除き、」を削る。

第7条第3号イ中「公にすることが」を「公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが」に、同条第6号エ中「円滑な人事の確保に支障を及ぼす」を「能率的な遂行を不当に阻害する」に改める。

第18条第3項中「写しの交付」を「開示」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

滝沢市情報公開条例の一部を改正する条例

滝沢市情報公開条例（令和5年滝沢市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第17条第1項及び第2項を除き、」を削る。

第7条第3号イ中「公にすることが」を「公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが」に、同条第6号エ中「円滑な人事の確保に支障を及ぼす」を「能率的な遂行を不当に阻害する」に改める。

第16条第2項中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

第18条第3項中「写しの交付」を「開示」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

滝沢市情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。<u>第17条第1項及び第2項を除き、以下同じ。</u>）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として<u>公にすることが</u></p> <hr/> <p>当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(4) ・ (5) 略</p> <p>(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。_____以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として<u>公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが</u>当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(4) ・ (5) 略</p> <p>(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公</p>

現 行	改 正 後
<p>正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ・カ 略 (開示の実施)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 開示決定に基づき行政文書の開示を受けようとする者は、規則で定めるところにより第11条_____に規定する通知があった日から30日以内にその旨を申し出て、その開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 (費用負担)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第16条第1項の規定により電磁的記録の開示を受ける者は、<u>写しの交付</u>に係る実費の範囲内で規則で定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>正かつ能率的な遂行を不当に阻害する__おそれ オ・カ 略 (開示の実施)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 開示決定に基づき行政文書の開示を受けようとする者は、規則で定めるところにより第11条第1項に規定する通知があった日から30日以内にその旨を申し出て、その開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 (費用負担)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第16条第1項の規定により電磁的記録の開示を受ける者は、<u>開示</u>_____に係る実費の範囲内で規則で定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>4 略</p>

滝沢市情報公開条例

滝沢市行政情報公開条例（平成9年滝沢村条例第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 行政文書の開示（第5条—第18条）

第3章 審査請求（第19条—第21条）

第4章 雑則（第22条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市が保有する行政文書の開示を求める市民の権利を明らかにするとともに、行政文書の開示等に関し必要な事項を定めることにより、公正で開かれた市政の実現を図り、市民の市政参加を一層推進するとともに、市政に関する市民への説明する責務を全うすることにより市政に対する理解と信頼の確保及び合意の形成を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）実施機関 市長（上下水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、議会、監査委員、農業委員会、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（2）行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第17条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売すること又は閲覧に供することを目的として発行されるもの

イ 図書館等の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（この条例の解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の開示を求める市民の権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

（適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、情報公開制度の理念が実現するよう、市と一体となって情報公開制度の推進に努めなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有

する行政文書の開示（当該行政文書が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。

（開示請求の手續）

第6条 前条の規定による行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

（1）開示請求をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

（2）行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

（3）前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（1）法律（これに基づく命令を含む。）若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は国からの明示の指示により公にすることができないと認められる情報

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合

において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にすることが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 市若しくは市以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限り

でない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

- 第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

- 第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

- 第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

- 第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

- 第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条を適用する旨及びその理由

（2）残りの行政文書について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則に定めるところにより、開示請求に係る行政文書の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第20条第1項及び第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受けようとする者は、規則で定めるところにより第11条に規定する通知があった日から30日以内にその旨を申し出て、その開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(法令等による開示の実施との調整)

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第18条 開示請求及び第16条第2項の規定による申出に係る手数料は、無料とする。

2 第16条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に係る実費の範囲内で規則で定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 第16条第1項の規定により電磁的記録の開示を受ける者は、当該写しの交付に係る実費の範囲内で規則で定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、行政文書の写しの送付により、行政文書の開示を受けようとする者は、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

(審理員の指名等の適用除外)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、滝沢市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年滝沢市条例第2号)第2条に規定する滝沢市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し(同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書又は同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の意見書の提出があつた場合にあつては、当該弁明書の写し及び当該反論書又は当該意見書の写し)を添えてしなければならない。

- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（次項において「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該審査請求についての裁決をしなければならない。
- 5 実施機関は、情報公開制度の運営に関する重要事項及び改善に関する事項について、審査会に諮問することができる。
- （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

（行政文書の管理）

第22条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理しなければならない。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の行政文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けなければならない。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第23条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

（実施状況の報告及び公表）

第24条 市長は、毎年度、実施機関におけるこの条例の施行の状況を審査会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

（情報の提供に関する施策の推進）

第25条 実施機関は、第2章に規定する行政文書の開示と併せて、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の推進に努めなければならない。

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条及び第2章の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の滝沢市行政情報公開条例（以下「旧条例」という。）第12条の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護不服審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際現に当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

4 旧条例第20条の規定による旧審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前に旧条例第22条の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「旧審議会」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際現に当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審査会がした調査手続とみなす。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

発令 　　：平成11年5月14日号外法律第42号

最終改正：令和3年5月19日号外法律第37号

改正内容：令和3年5月19日号外法律第37号〔令和4年4月1日〕

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

〔平成十一年五月十四日号外法律第四十二号〕

〔総理大臣署名〕

行政機関の保有する情報の公開に関する法律をここに公布する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 行政文書の開示（第三条—第十七条）

第三章 審査請求等（第十八条—第二十一条）

第四章 補則（第二十二条—第二十六条）

附則

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定

- する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号
- 二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

報告第1号

令和4年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

令和4年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について、滝沢市情報公開条例（令和5年条例第4号）第24条及び滝沢市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年規則第25号）第14条並びに滝沢市情報公開条例施行規則（令和5年規則第26号）第10条の規定に準じて、次のとおり滝沢市情報公開・個人情報保審査会に報告するものとする。

令和5年5月22日提出

滝沢市長 武田 哲

1 行政情報公開制度の運営状況

(1) 行政情報の開示の請求件数 41件

No	受付日・ 決定通知日・ 処理結果	公開請求の内容	所管課等	非公開理由等
1	R4.4.12 R4.4.26 公開	市営工事令和3年度市道畜産試験場柳沢線道路改良舗装その9工事の間接工事費算定表一式他3件	道路課	
2	R4.4.18 R4.4.27 公開	「令和3年度市道第1あすみ野線舗装修繕工事」の設計内訳書（金額入）、1次単価表（金額入）、2次単価表（金額入）の設計書	道路課	
3	R4.4.18 R4.4.27 公開	「令和3年度市道大清水小岩井駅線舗装修繕工事」の設計内訳書（金額入）、1次単価表（金額入）、2次単価表（金額入）の設計書	道路課	
4	R4.4.18 R4.4.27 公開	「令和3年度市道柳沢姥屋敷線舗装修繕工事」の設計内訳書（金額入）、1次単価表（金額入）、2次単価表（金額入）の設計書	道路課	
5	R4.5.12 R4.5.16 非公開	(1) 新型コロナウイルスを証明する科学的根拠、論文等 (2) PCR陽性判定の無症状者が他者に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠、論文等 (3) マスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等 (4) 新型コロナウイルスワクチ	健康推進課	文書の作成及び取得をしていないため

		ンに効果があるという科学的根拠、論文等 (5) 新型コロナウイルスワクチンが治験も終わってなく、安全、有効性も確立していない中、接種させる科学的根拠、論文等		
6	R4.5.12 R4.5.26 部分公開	昭和62年に実施された滝沢村大字鵜飼第3地割字鬼越地内の宅地開発等事業に関する書類一式	都市政策課	宅地開発等事業に関する書類に記載されている情報から、特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるため。
7	R4.6.2 R4.6.9 公開	令和3年度配水管布設替(下鵜飼)工事に係る設計書一式の情報公開の請求	水道整備課	
8	R4.6.10 R4.6.20 公開	令和4年度配水管布設替(大釜風林地区)工事に係る設計書一式の情報公開の請求	水道整備課	
9	R4.7.29 R4.8.4 公開	令和4年度鵜飼西処理分区管路施設改築詳細設計業務の金入り設計書(開札日:令和4年6月2日)	下水道課	
10	R4.7.29 R4.8.25 公開	貴自治体(全ての部局)で契約した以下の損害保険証券 ・保険料:10万円以下 ・保険始期:2022年4月1日~4月30日 ・保険期間:1年契約及び短期契約(1年未満契約) ・保険種類:傷害保険、行事参加者による傷害保険、レクリエーション保険、約定履行保険、施設入場者保険(自動車保険、自賠責保険、火災保険、賠償保険は不要)	総務課	
11	R4.7.29 R4.8.25 公開	貴自治体(全ての部局)で契約した以下の損害保険証券 ・保険料:10万円以下 ・保険始期:2022年4月1日~4月30日 ・保険期間:1年契約及び短期契約(1年未満契約) ・保険種類:傷害保険、行事参加者による傷害保険、レクリエーション保険、約定履行保険、施設入場者保険(自動車保険、自賠責保険、火災保険、賠償保険は不要)	教育総務課	
12	R4.8.4 R4.8.17 公開	令和3年度市道向新田線道路改良舗装工事(当初)に関する金入り設計書1式	道路課	

13	R4.8.24 R4.9.7 公開	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度市道大清水小岩井駅線舗装修繕工事 ・令和4年度市道柳沢姥屋敷線舗装修繕工事 ・令和4年度市道巢子野沢線（葉の木沢山工区）道路改良舗装その3工事 上記工事に関する次の文書 <ul style="list-style-type: none"> ・実施工事設計書（鏡）、設計内訳書、共通仮設費・現場管理費・一般管理費内訳書一式当たり内訳書、間接費一覧表（間接費補正一覧表）、1次・2次・3次単価表 ・参考見積書結果一覧表及び設計単価一覧表（メーカー見積から設計単価決定までの経緯がわかる書類） 	道路課	
14	R4.8.24 R4.8.29 公開	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度河川仁沢瀬川改修その1工事 ・令和4年度市道大清水小岩井駅線舗装修繕工事 ・令和4年度市道柳沢姥屋敷線舗装修繕工事 ・令和4年度市道巢子野沢線（葉の木沢山工区） 上記4工事に関する次の文書 <ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格算出資料 	財務課	
15	R4.8.29 R4.9.1 公開	金入り設計書（件名：令和4年度鵜飼西処理分区管路施設改築詳細設計業務）	下水道課	
16	R4.9.9 R4.9.22 公開	令和4年度配水管布設替（牧野林地区）工事に係る設計書一式	水道整備課	
17	R4.9.12 R4.9.22 公開	令和3年度市道畜産試験場柳沢線道路改良舗装その9工事金入設計書（一次単価、二次単価、三次単価）	道路課	
18	R4.9.12 R4.9.22 公開	令和4年度市道紫野第2号幹線舗装修繕工事金入設計書（一次単価、二次単価）	道路課	
19	R4.9.15 R4.9.28 公開	令和4年度滝沢総合公園施設長寿命化計画改定業務（入札日：令和4年7月28日）当初金入設計書（内訳書・単価表を含む全て）	都市政策課	
20	R4.9.15 R4.9.28 公開	令和4年度市道第11大崎線道路測量設計業務（入札日：令和4年5月19日）他3件当初金入設計書（内訳書・単価表を含む全て）	道路課	
21	R4.9.15 R4.9.28 公開	令和4年度普通下線巢子川測量設計業務（入札日：令和4年7月28日）当初金入設計書（内訳書・単価表を含む全て）	河川課	

22	R4.9.21 R4.11.2 部分公開	<ul style="list-style-type: none"> ・滝沢市体育協会の平成30年度の補助金額と決算額の差引残金の返納に関する書類 ・滝沢市体育協会の平成30年度の滝沢市補助金収入、出納等の分かる収支決算書等の書類 ・滝沢市体育協会の平成30年度の滝沢市補助金に係る予算差引簿 ・滝沢市スポーツ推進委員の報酬費、費用弁償費の内訳の分かる書類 	生涯学習スポーツ課	該当する文書が作成又は收受されておらず存在しないため
23	R4.9.26 R4.10.6 公開	令和4年度排水管敷設替（下鶴飼地区）工事に係る設計書一式	水道整備課	
24	R4.9.27 R4.9.29 公開	令和4年度汚水巢子枝線工事（当初）に関する金入り設計書一式	下水道課	
25	R4.10.17 R4.10.25 公開	令和4年度汚水巢子枝線工事の当初契約に係る設計内訳書一式（金額入りのもの）契約日：令和4年9月26日	下水道課	
26	R4.10.19 R4.10.24 公開	令和3年度市道向新田線道路改良舗装工事（1回変更）に関する金入り設計書一式	道路課	
27	R4.10.25 R4.10.28 公開	<p>（1）令和4年度鶴飼西処理分区管路施設改築詳細設計業務（6月2日入札）</p> <p>（2）令和4年度滝沢公共下水道効率的事業実施のための計画策定変更業務（7月7日入札）</p> <p>上記（1）、（2）に関する金入り設計書（内訳書・明細書・単価表）ならびに交通費に係る内訳の分かる書類</p>	下水道課	
28	R4.11.24 R4.12.7 部分公開	滝沢市民生児童委員選出にかかわる文書（民生委員の選出にあたり令和4年11月15日付けにて審査会で推薦否決となった事由のてんまつがわかる内容の文書）	地域福祉課	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る恐れがあるため。
29	R4.11.25 R4.12.9 公開	<p>（1）令和3年度柳沢高区第2配水池詳細設計業務（令和3年5月20日入札）</p> <p>（2）令和3年度配水管布設工事実施設計業務（令和3年5月20日入札）</p> <p>（3）令和3年度配水管布設（下鶴飼地区）工事実施設計業務（令和3年5月20日入札）</p> <p>（4）令和4年度配水管布設替（砂込地区）工事実施設計業務（令和4年8月17日入札）</p> <p>上記（1）～（4）に関する金入</p>	水道整備課	

		設計書（内訳書・明細書・単価表）ならびに交通費にかかる内訳の分かる計算書		
30	R4. 11. 25 R4. 11. 29 公開	令和3年度菓子第二・穴口処理分九管路施設詳細設計業務（令和3年5月20日入札） 上記に関する金入設計書（内訳書・明細書・単価表）ならびに交通費にかかる内訳の分かる計算書	下水道課	
31	R4. 12. 5 R4. 12. 9 公開	監査委員会事務局が保有する令和4年10月実施の児童福祉課の定期監査に関する資料一式（児童福祉課から提出された資料と市長宛に報告した資料）	監査委員事務局	
32	R4. 12. 5 R4. 12. 14 非公開	令和4年度の児童福祉課の別紙に関する児童扶養手当の不正受給対応業務関係資料（不正の理由、金額、期間等）	児童福祉課	不存在 （該当する文書が作成されておらず存在しないため）
33	R4. 12. 12 R4. 12. 15 公開	令和4年度滝沢総合公園長寿命化対策（休憩施設）工事（入札日：令和4年11月25日）金入設計書	都市政策課	
34	R4. 12. 14 R4. 12. 20 公開	滝沢市の地番が載った図面（図面の種類や名称、精度は問わない）で、2021年中の登記移動修正済のshapeデータ ※地番の他、字界・字名・家屋（外形・家屋番号）の情報もあれば併せてお願いします。 ※次回最新版に更新される予定時期と、測地成果（JGD2000、JDG2011等）についてご回答をお願いします。	税務課	
35	R4. 12. 14 R4. 12. 20 非公開	①：土地・家屋課税台帳の電磁的記録で最新のもの。 ②：①が不存在又は開示不可能な場合は、①以外の文書で、滝沢市内の土地・家屋の登記情報のうち、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積の情報を含む一覧の電磁的記録で最新のもの。登記名義人・建築年の情報もあれば含む。	税務課	法令により、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付請求ができるものが限られており、申出者はこの対象者に該当しないため。
36	R4. 12. 26 R5. 1. 6 公開	令和4年度排水管布設替（葉の木沢山地区）工事 令和4年度排水管布整備（菓子地区）工事に係る設計書一式	水道整備課	
37	R4. 1. 25 R5. 2. 7 公開	令和4年度市道畜産試験場柳沢線道路改良舗装その10工事（入札日：11月25日）の金入り設計書中、間接工事費部分（共通仮設費中の運搬費及び準備費含む）	道路課	

38	R5. 2. 6 R5. 2. 20 公開	滝沢市内全小・中学校へ向けて、個人情報保護条例を守るために市教育委員会から各学校に発出されたガイドライン等、守るべき事柄についての詳細な記載がある文書（発出された日付がわかるようにお願いします。）（H30年度以降の文書）	教育総務課	
39	R5. 2. 27 R5. 3. 8 非公開	1. 市庁舎において公費で購読している政党機関紙赤旗（日刊・日曜版）。公明新聞、社会新報、自由民主、立憲民主及び聖教新聞の購読部数（いずれも令和4年分） 2. 職員が個人で購読している政党機関紙の部数が分かる資料及び政党機関紙を個人が購読することに関する行政文書や通達	総務課	①の資料については、政党が発行する機関紙等及び宗教団体が発行する機関紙等の公費負担による購読の事実がなく、当該資料が存在しないため。 ②の資料のうち、職員が個人で購読している政党機関紙の部数が分かる資料については、職員個人の政党機関紙等の購読状況等についての調査等を行っておらず、当該資料が存在しないため。 また、②の資料のうち、政党機関紙を個人が購読することに関する行政文書や通達については、当該行政文書及び通達等の作成及び收受をしていないことから、当該資料が存在しないため。
40	R5. 2. 27 R5. 3. 8 非公開	政党機関紙の配達・集金・勧誘に関する許可証の有無。ある場合は、その写し（令和4年分）	財務課	本件に係る申請及び許可の事実がなく、該当する許可証が存在しないため。
41	R5. 3. 7 R5. 3. 10 部分公開	滝沢市全域の地番参考図と路線価図を SHAPE ファイル形式（拡張子が「.shp」、「.shx」、「.dbf」の3つ）で、マスターデータ（町	税務課	(1) 市域のうち地籍調査未了地に係る Shape ファイルを保有

		名以下の大字・小字コード表)		していないため。 (2) マスターデータを公開可能な形式で保有していないため
--	--	----------------	--	---

(2) 開示決定等の件数 35件

(3) 審査請求の件数 0件

2 個人情報保護制度の運営状況

(1) 個人情報ファイルの保有件数 281件

(2) 目的外利用及び目的外提供の状況

ア 目的外利用課等 新規 4件
 変更 0件
 イ 外部提供先 新規 0件
 変更 0件

(3) 個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数並びにその決定状況

No.	受付日 決定通知日 処理結果	公開請求の内容	所管課等	非公開理由等 (要旨)
1	R4.10.3 R4.10.14 非開示	自己情報の開示(転出届)	市民課	不存在 開示等請求の あった文書は 、平成28年 度文書である ことから、5 年を経過した 令和4年4月 1日付で廃棄 済であり存在 しないため。

(4) 審査請求の件数及びその概要 0件